

◆ I 章 教育目標について ◆

～特別支援学校の目的及び教育目標～

1 学校教育法における特別支援学校の目的の改正

特別支援教育推進のための学校教育法等が一部改正され、平成19年4月から施行された。これにより、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校に一本化して在籍する児童生徒の教育を行うこと、更に小学校・中学校・高等学校・中等教育学校等に在籍する児童生徒等の教育に関して助言・援助に努めることが求められている。

(1) 特別支援学校制度の創設

今まで障害種別に盲学校、聾学校、養護学校という別々の名称で規定されていた学校は、特別支援学校に一本化されたことにより複数の障害種別に対応することが可能になった。

学校教育法第72条では、特別支援学校の目的を、その対象とする障害種（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障害に対応して、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を明示している。

この特別支援学校制度は、各都道府県において複数の障害種に対応した教育を行う学校の設置を可能とするものである。例えば、知的障害と肢体不自由といったような二つの障害種別に対応する学校を設立することが可能であるということである。ただし、中教審の答申（平成17年12月）では、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることも可能であるとし、どの障害種別に対応する学校とするかは、地域の実情等に応じて設置者の弾力的な判断にゆだねられている。それに伴い、それぞれの特別支援学校がその対象とする障害種を明らかにすることが必要とされている。

なお、特別支援学校の名称については、設置条例上は特別支援学校という名称であるが、例えば視覚障害のみに対応する特別支援学校の場合は「〇〇盲学校」というような名称を使うことも可能であるとされている。

(2) 特別支援教育に関するセンターとしての役割

今回の学校教育法改正により、特別支援学校にセンター的機能がより明確に求められることになった。第74条では、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」ことが規定されている。

長野県では、平成16年度に特別支援学校において校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名が行われ、すでに地域の小学校・中学校とは教育相談、職員研修への協力など特別支援教育のセンターとしての役割を果たしてきている。

今後更に特別支援学校では、小学校・中学校・高等学校等の要請に応じて教育相談担当者や特別支援教育コーディネーター等を中心に地域の学校を訪問し、児童生徒の教育相談や情報提供、個別の指導計画作成の支援、校内支援体制整備への支援、研修への協力など特別支援学校の専門性を生かしながらセンターとしての役割を果たしていくことが重要となっている。

2 特別支援学校学習指導要領の教育目標

(1) 幼稚部

幼稚部の教育目標は教育要領の総則において次のように示されている。

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

1項については、学校教育法第72条の「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」の前段の「準ずる教育を施す」を受けて設定された目標である。

2項については、特別支援学校幼稚部独自の目標である。幼稚部は、幼稚園に準じた教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育てることを目的とすることから、幼稚部における教育においては、幼稚園教育の目標と併せて、独自の目標が必要であり、それが特に重要な意義をもつものと言える。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と表現を改め、日常生活や遊び等の諸活動における様々な困難や不自由な状態を「改善・克服し、自立を図るために必要な態度や習慣などを育てること」としている。

(2) 小学部・中学部・高等部

小学部・中学部の教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るため必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

目標1, 2

小中学校の教育目標と同一



目標3

通常の教育にはない特別な指導領域

通常の教育には設けられていない特別な指導領域を設定し、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養い、さらにその習慣形成に至るまでを目指しているところに特徴がある。

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

目標 1

高等学校の教育目標と同一



目標 2

高等学校にはない特別な指導領域

通常の教育には設けられていない特別な指導領域を設定し、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養い、更にその習慣形成に至るまでを目指しているところに特徴がある。

小学部及び中学部、高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して教育目標を達成すべきことを明示している。

特別支援学校の高等部の教育目標について、1項では、学校教育法第51条に規定されている高等学校教育の目標と同一の目標の達成に努めなければならないことを示している。

2項では、小学部・中学部の教育目標の3項と同様に、特別支援学校の高等部は、高等学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としていることを示している。これは、特別支援学校における教育については、高等学校における教育には設けられていない特別な指導領域が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものといえる。2項の教育目標は、このような観点から定められたものであり、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣形成に至るまでを目指しているものである。

コラム 学習指導要領の「基準性」

今回の学習指導要領改訂においては、前回の改訂と同様に、引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。更に、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示している。